2　登録人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める登録記録の写し及び登録事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　無線局の登録がその効力を失つた場合　当該効力を失つた登録に係る登録記録の写し及び登録事項証明書

二　登録記録が変更された場合　当該変更前の登録記録に係る登録記録の写し及び登録事項証明書

3　設置者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可記録の写し及び許可事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　高周波利用設備の許可がその効力を失つた場合　当該効力を失つた許可に係る許可記録の写し及び許可事項証明書

二　許可記録が変更された場合　当該変更前の許可記録に係る許可記録の写し及び許可事項証明書

第九章　雑則

［削る］

（免許事項証明書等及び書面等による処分通知等の送付に要する費用）

第三十四条　免許事項証明書、登録事項証明書又は許可事項証明書の交付を請求する者が、当該証明書の送付を希望するときは、当該請求者は、当該証明書の送付に要する費用を納めなければならない。

2　無線局の免許の申請その他法の規定による申請等をする者が、申請等に対する書面等による処分通知等の送付を希望するときは、当該申請等をする者は、当該処分通知等の送付に要する費用を納めなければならない。

3　前二項の場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用するリとができる証票により納めるものとする。

別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項及び第16条第２項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許（再免許）申請書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄（注２）

□電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

第八章　雑則

（免許状等の送付に要する費用）

第三十二条　無線局の免許の申請その他法の規定による申請又は届出をする者が、申請又は届出に対する処分に関する書類の送付を希望するときは、当該申請者又は届出をする者は、総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を納めなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。

［新設］

別表第一号　［同左］

無線局免許（再免許）申請書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄（注２）

□電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。